

介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業業務  
(訪問介護員入職促進モデル事業)  
企画提案評価会議設置要領

1 目的

この要領は、「介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業業務」に係る公募型プロポーザル方式実施公告（以下「実施公告」という。）に基づいて応募があった企画提案（企画）書を審査し、同業務の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

2 評価会議の設置

上記1の受託候補者を選定するため、介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業企画提案評価会議（以下、「評価会議」という。）を設置する。

3 評価会議の構成

- (1) 評価会議は、別表の構成員をもって構成する。
- (2) 評価会議の座長は、健康福祉部介護支援課長とする。また、座長代理は、健康福祉部介護支援課課長補佐とする。
- (3) 座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 評価会議は座長が招集する。
- (5) 評価会議は過半数の者が出席しなければならない。なお、出席できない構成員は、代理の者を指定し出席させることができるものとする。
- (6) この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

4 審査事項

評価会議は、実施公告に基づき提出された提案（企画書）の内容を審査し、最も適切な受託候補者を選定するものとする。

5 審査方法

審査方法は別に定める。

(別表)

構成員	備考
健康福祉部介護支援課長	座長
健康福祉部介護支援課課長補佐	座長代理
健康福祉部介護支援課課長補佐兼サービス係長	
産業労働部人材育成課能力開発係長	
産業労働部労働雇用課雇用対策係長	

介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業業務  
(訪問介護員入職促進モデル事業)  
企画提案審査要領

1 目的

この要領は、介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業業務企画提案評価会議設置要領の「5 審査方法」について必要な事項を以下のとおり定める。

2 審査対象

提案（企画書）及び添付書類の内容

3 審査項目及び審査内容

別添「選定基準」のとおり

4 審査方法

ア 採点

別添審査表の評価項目及び評価内容に基づき、提案（事業企画書）内容の評価を行い、合計の平均点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、同点がある場合は座長が指名する者を受託候補者とする。

なお、基準点は60点とし、これに満たない場合は選定しないこととする。

イ 評価点算出方法

評価点はA点からE点の5段階評価とする。

非常に優れている	A
優れている	B
標準	C
やや劣る	D
劣る	E

評価点は、評価項目毎の配点に、係数1.0（A）、0.8（B）、0.6（C）、0.4（D）、0.2（E）を乗じて算出する。

介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業  
(訪問介護員入職促進モデル事業)  
業務受託候補者選定基準

評価項目	評価内容	配点
1 事業実施体制	○組織・人員等、県内全域で事業実施が可能な体制を有しており、事業の進行管理を適切に行うことが見込めること。 ○県内に事業実施のための拠点を有していること。	15
2 募集・選考	○訪問介護員の入職促進のための募集・選考方法について、都市部に比べ中山間地域に居住する者（集合住宅でない）への訪問介護サービスを行う事業所が多い等の本県の課題を解決するための有効な提案があること。 ○介護事業所に対する事業の周知方法について有効な提案があること。	10
3 職場体験先決定	○求職者等と職場体験先事業所の要望にあったマッチングを効果的に行う仕組みに関して有効な提案があること。	15
4 入門的研修等の研修受講支援	○無資格の求職者に、入門的研修及び介護職員初任者研修を受講させ、施設内OJTも含めて業務上必要な知識を習得させるための有効な提案があること。	15
5 円滑な職場体験並びに直接雇用への支援	○職場体験期間中、求職者等の職場体験先事業所での円滑な就労や業務を支援するための仕組みに関する有効な提案があること。 ○本事業の雇用期間終了後、求職者と職場体験先事業所との雇用継続（直接雇用）を促進するための提案があること。	15
6 施設・事業所に対するOJT体制充実への支援	○職場体験先事業所のOJT指導担当職員の資質向上のための有効な提案があること。 ○本事業の成果のとりまとめ（求人・求職マッチングのポイント、人材定着に向けて介護事業所に求められる取組等）と県内介護事業所への成果の還元について有効な提案があること。	10
7 事業実績等	○過去に介護職員等、福祉・介護人材の就労に係る実績があり、現在も継続的に実施していること。	10
8 経費	○事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果等からみて適切な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であること	10